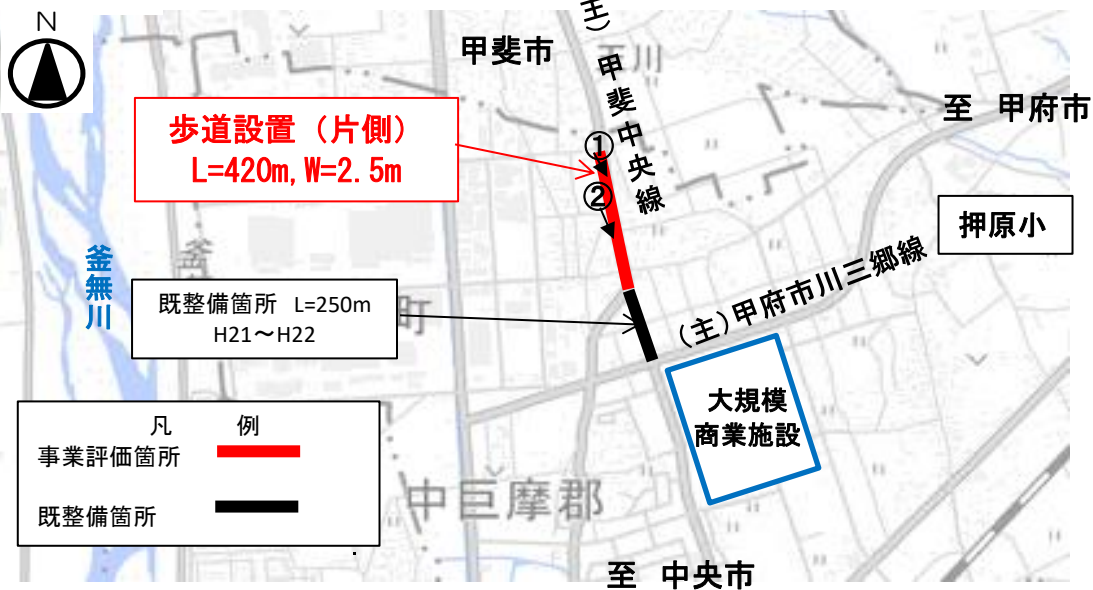


1. 事業説明シート

事業名	道路事業[緊急道路整備修繕事業（国補）]	事業箇所	昭和町築地新居	地区名	(主) 甲斐中央線（築地新居工区）	事業主体	山梨県
(1) 事業の概要 ①課題・背景 主要地方道甲斐中央線は、甲斐市中下条を起点とし、中央市布施に至る幹線道路であり、第2次緊急輸送道路に指定されている。 事業区間は、昭和町の大規模商業施設に直結する道路であるため自動車交通量が多い区間である。また、押原小学校通学路の一部になっているが、歩道がない状況であることから、早急な整備が必要となっている。 ②整備目標・効果 □主要目標 ○歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量 309人台/12h(H27センサス)>93人台/12h以上※ 自動車交通量 4,095台/12h(H27センサス)>3,428台/12h以上※ 通学路の指定 指定あり 現況の歩道幅員 0m < 1.4m※ ※評価基準値 □副次目標 ○歩行者等の通行空間の確保 歩行者・自転車交通量 309人台/12h(H27センサス)>93人台/12h以上※ 主要駅からの距離 1.5km>概ね1km（常永駅）※ 他事業との連携 無し ※評価基準値 □副次効果 ○走行安全性の確保（死傷事故率が100件/億台km以上の区間） ○緊急時の避難・救助機能の確保（避難路の確保）				(3) 事業の妥当性評価 ①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） 妥当 ○ 妥当でない □ 県が管理する県道における歩道設置であり、極めて公共性が高い。 ②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） 妥当 ○ 妥当でない □ 県管理県道であり道路法第15条により県が行うべき事業である。 ③経済妥当性 妥当 ○ 妥当でない □ 歩道の設置事業であり、費用便益の算出規定が無いため不算出。 ④事業実施・規模の妥当性 妥当 ○ 妥当でない □ 通学路指定区間と歩道既整備区間を結び範囲であり、事業規模等は妥当である。 ⑤整備手法の有効性 妥当 ○ 妥当でない □ 歩行者等の安全性・利便性を考える上で、効率的かつ経済的な手法である。 ⑥環境負荷等への配慮 妥当 ○ 妥当でない □ 現道工事であり、自然環境への負荷は最小限である。 ⑦事業計画の熟度 妥当 ○ 妥当でない □ 地元より要望を受けている。			
(2) 整備内容 ①整備内容 歩道設置（片側） L=420m W=2.5m ②着手年度 令和3年度 ③完成見込年度 令和12年度 ④総事業費 約300百万円（国費175百万円(5.83/10) 県費125百万円(4.17/10)） ⑤年度別の整備内容（事業費） 令和3年度 測量・詳細設計・用地測量 30 百万円 令和4年度 用地測量・用地取得 70 百万円 令和5～10年度 用地取得 140 百万円 令和11年度 用地取得・歩道設置工事 30 百万円 令和12年度 歩道設置工事 30 百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 (主) 甲斐中央線 道路改良工 L=250m H21～H22 事業費 250百万円				総合評価 [貢献度ランク：a] (4) 事業位置図等 			

2. 添付資料シート

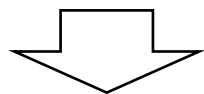
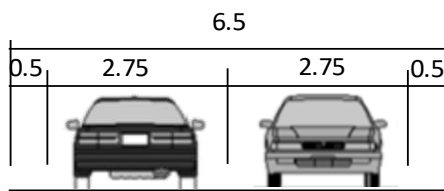
【平面図】



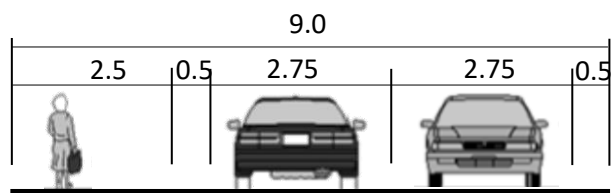
① 現況道路状況

【標準横断図】

整備前



整備後



② 現況道路状況